



TRY



令和7年度 名古屋市イノベーション創出促進プログラム 支援補助金の概要

経済局 産業労働部 中小企業振興課

イノベーション創出促進プログラム支援補助金とは



- ✓ 名古屋の都心地区で実施する
- ✓ 起業家等に向けた支援プログラムで



名古屋市でプログラムを
実施したことがない事業者
が実施するプログラム

OR

名古屋市で
実施したことがない内容
のプログラム

に対して開催経費の一部を助成する補助金です。

補助金の目的

特色ある民間プログラムが集まることにより…

都心地区に
多様な人々が
集まり
交流する



新たな
イノベーションが
創出される

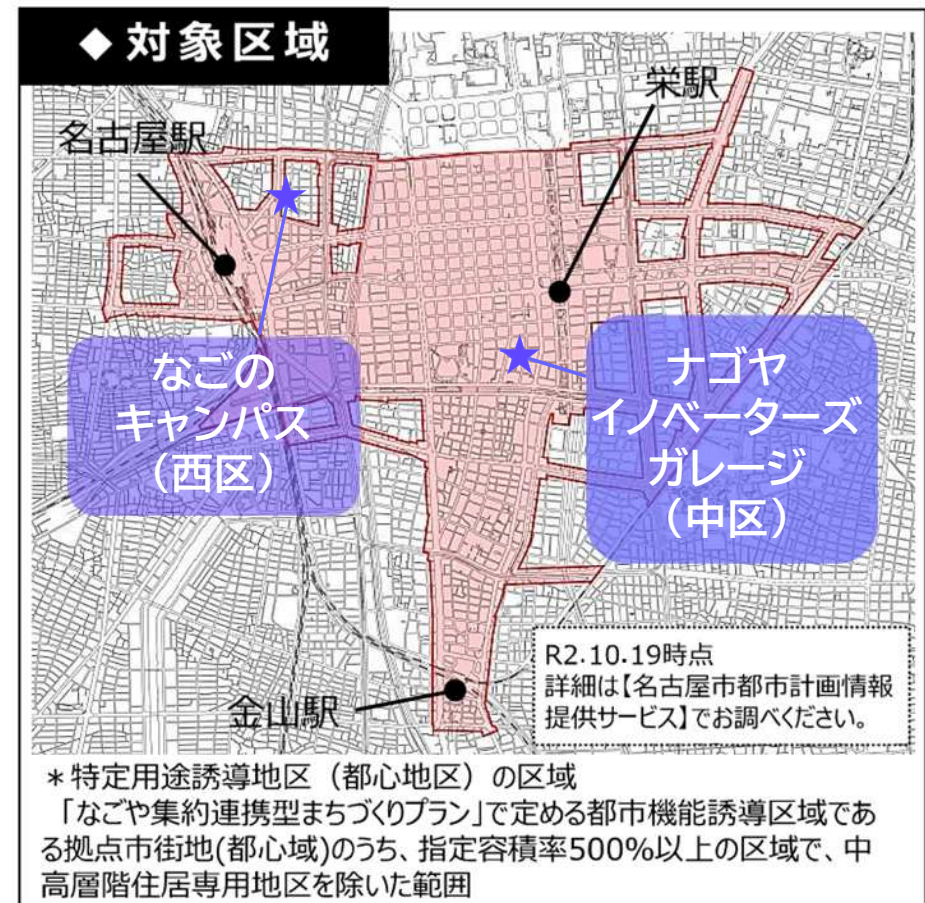
ことを目的としています。

補助の対象となる支援プログラム

☑ 都心地区とは？

市内外からの利用が期待される
広域的な拠点施設の誘導のために
設けられた都市機能誘導区域内の
特定用途誘導地区（都心地区）

- 名古屋・栄・金山を含む都心部
- 区域内にイノベーション拠点（なごのキャンパス／ナゴヤイノベーターズガレージ）あり



補助の対象となる支援プログラムについて

☑ プログラム参加者として想定される「**起業家等**」とは？

起業家、アントレプレナーシップを身につけたい人や、
企業の新規事業担当者、学生、研究者、クリエイター、
その支援者など、幅広い方を想定しています

支援プログラム開催にあたっての条件



- ✓ 集合型のプログラム (※) を 都心地区で実施 し、その会場に なごのキャンパス 又は ナゴヤイノベーションズガレージ が 1回以上含まれる こと

※「集合型のプログラム」とは…

決められた日時に、参加者が一つの会場に集まって行われる支援プログラムのこと

- ✓ 名古屋市でプログラムを実施したことのない事業者 又は 名古屋市で実施したことがない内容 のプログラムであること

※ただし、令和6年度に本補助金を活用した事業者については、当初の補助事業計画書に複数年の計画の記載がある場合は、同内容のプログラムが対象となります。

- ✓ 市外の方も参加できる プログラムであること

- ✓ 事業終了後も 名古屋市でプログラムを実施する計画があること

補助の対象となる支援プログラムについて



✓ 起業家等を対象に実施する起業、新規事業開発、オープンイノベーションなどの支援プログラム

✓ 想定されるプログラムのテーマは？

【テーマ例】

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ・アントレプレナーシップ教育 | ・人材活用・育成(女性・子育て等) |
| ・インターンシップ(大学生、高校生) | ・研究者のPoC |
| ・女性、若者起業家支援 | ・ゼブラ企業育成・支援 |
| ・クリエイター、アーティスト支援 | ・観光×産業 |
| ・アトツギ向け支援 | ・スポーツ×産業 |
| | ・・・etc |

募集する事業区分



	通常枠	重点（VC）枠
補助対象者※	—	投資機能を有する法人等
補助率 補助限度額	1 / 2以内 500万円	1 / 2以内 1,000万円
採択予定件数	3件程度	1件程度

※いずれの区分においても、下記の要件を満たす必要があります。

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第3条に規定する営業許可又は、第27条及び第31条の2、第31条の7、第31条の12、第31条の17に規定する営業等の届出の対象となる事業者でないこと。
- 訴訟や法令遵守上の問題を抱える者でないこと。
- その他補助金を交付することについて、市長が不適当と認める事由を抱える者でないこと。
- 過去に本補助金の交付を受けていないこと。ただし、令和6年度の補助事業計画書中「補助事業終了後の自走化に向けた計画」に令和7年度以降の記載がある場合に限り、初年度を含め3回まで申請をすることができます。なお、補助金の申請書については、毎年度提出する必要があります。

補助対象経費について

プログラム開催に必要な
経費が対象となります



人件費

(プログラム開催に関わる従業員
等の賃金)



会場借上料

(プログラム会場の使用料など)



委託料

(プログラム企画運営委託など)



旅費

(プログラムの実施会場までの
交通費など)



広報費

(チラシ、Web広告など)



装飾設備費

(会場装飾、会場設営費など)



報償費

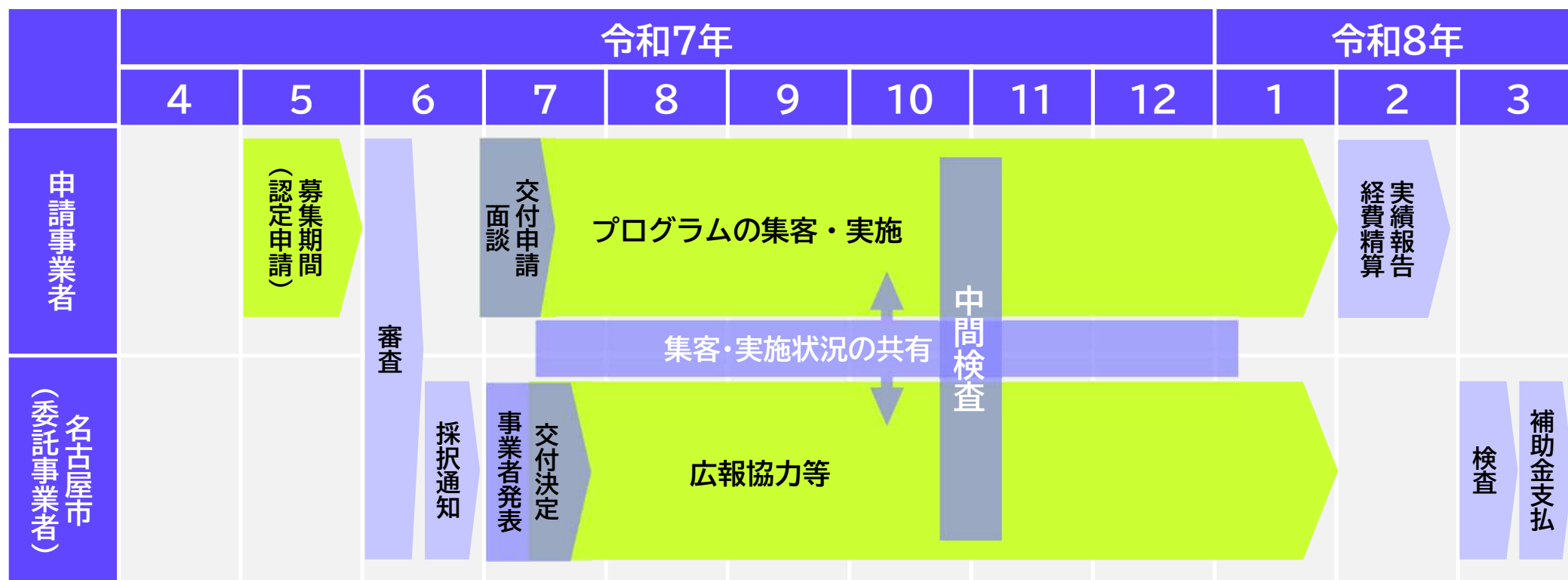
(プログラムに参加する講師謝金
など)

※補助事業を実施する期間中に同一の経費について、国、地方公共団体、本市又は公的支援機関の他の補助金の交付対象となっていないことが要件です。

※詳細は、別に定める「対象経費一覧」をご確認の上、事前にご相談ください。

事業スケジュール

- ☒ 募集期間 令和7年5月1日～6月2日 17:00（必着）
- ☒ プログラム実施期間 令和7年7月（交付決定後）～令和8年1月31日



申請方法

☑ 以下のフォームから申請を受け付けます。

<https://logoform.jp/form/mX9C/872882>



【提出書類】 以下の様式をアップロードしてください。

事業認定申請書(様式第1号) 企業概要書(様式第2号)	事業テーマや企業概要を記載してください。
補助事業計画書(様式第3号) (①本補助金を活用して実施する事業 の内容・スケジュール)	各項目を記載したA4サイズのパワーポイント資料等でも可。 資料は項目の順番を変えずに作成してください。 (PDF、10MB以内)
補助事業計画書(様式第3号) (②補助事業に要する経費の内訳、 ③総事業費に対する資金調達の内訳)	別に定める「対象経費一覧」を確認のうえ、記載してください。

審査基準について

☑ 応募内容については、以下の審査基準を基に審査します。

①新規性・独自性

- ・ 名古屋市内において新規性のあるプログラムか
- ・ もしくは、これまで名古屋市内でプログラムを実施していない事業者か（令和6年度補助事業者については、成果を上げているプログラムか）
- ・ 実施内容に独自性があるか

②事業実施能力

- ・ 実施しようとするプログラムの内容について、十分な知見(実績)を有しているか
- ・ 業務を実施する人員の配置や体制は適切か

③事業内容の妥当性

- ・ プログラムを実施することにより多様なイノベーターの育成や輩出につながるか
- ・ 実施内容やKPIに対してその費用は適切か
- ・ 地域の(特徴や)課題を捉え、明確な目的を定めているか
- ・ 実施するプログラムは、十分な参加者が見込まれるか

④持続可能性

- ・ 次年度以降も事業を継続し、補助事業終了後に自走化する可能性があるか

審査から採択までの流れ

✓ 審査のスケジュール（予定）

書類審査	令和7年 6月上旬	ご提出いただいた書類を採点し、面談審査へ進む事業者を選定 (選定結果は6月中旬までに連絡します。)
面談審査	6月中旬	ご提出いただいた書類(補助事業計画書)に基づき、説明(10～15 分程度)・質疑応答を実施
採択決定	6月下旬	採択結果を応募者全員にメールで通知

✓ 採択後の流れ

- ・ 採択事業者には、令和7年7月末までに交付申請の手続きを行っていただきます。
- ・ 本市の交付決定後に補助事業に着手してください。
(採択後にオンラインで面談を行い、採択後の手続きの説明や、参加者募集に向けての調整、
報道発表の準備等を行います。)

注意事項



- ◆交付決定通知書により通知する補助金交付決定額は、認定申請時の補助金交付希望額より減額となる場合があります。補助金交付決定額は、補助限度額を明示するものであり、補助金支払額を約束するものではありません。また、対象経費が予定を超えた場合にあっては、決定し通知した補助金交付決定額を増額することはできません。
- ◆補助金交付申請書の作成に当たっては、消費税及び地方消費税額等仕入控除税額を減額して記載してください。
(注)消費税等仕入控除税額とは 補助事業者が課税事業者(免税事業者及び簡易課税事業者以外)の場合、本事業に係る課税仕入に伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することになるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、課税仕入の際の消費税及び地方消費税相当額について、原則としてあらかじめ補助対象経費から減額しておくこととします。この消費税及び地方消費税相当額を「消費税等仕入控除税額」といいます。
- ◆交付決定後、補助事業の内容の変更等、以下に該当する場合は承認が必要となります。
 - ・補助事業に要する経費の配分等の変更(軽微な変更を除く。)
 - ・補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)
 - ・補助事業を中止または廃止する場合※軽微な変更とは、補助事業に要する経費等の総額20%以内の変更をいいます(補助金の交付の目的の達成に支障がないと認められるものに限り)。)
- ◆補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに報告し、指示を受けてください。
- ◆代表者、住所又は組織等を変更したときは、所定の様式に必要な書類を添付して、速やかに提出してください。
- ◆補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備してください。また、書類、帳簿等は、補助事業等の完了後、5年間保存してください。
- ◆補助事業において取得した財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものについては、事業終了後5年間、その処分等につき制限を受ける場合があります。
- ◆補助金は経理上、交付を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。
- ◆事業活動の継続が困難になった場合 令和7年4月から5年以内に、事業活動の継続が困難になった場合においては、速やかに届出をしてください。
- ◆正当な理由のない事業活動の休止又は廃止について 令和7年4月から5年以内に、正当な理由なく事業活動を休止又は廃止した場合、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を 命じることがあります。
- ◆名古屋市暴力団排除条例(平成24年名古屋市長令第19号)第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条例第2条第2号に規定する 暴力団員と密接な関係を有する者は、補助対象者としません。(確認が必要な場合、申請書に記載されている情報を愛知県警察本部に 照会することがあります。) 補助対象者が交付の決定後、前述の条例の規定に該当することとなったとき、又は補助金の認定申請や交付申請をしたときに 前述の条例の規定に該当していたことが判明したときには、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとします。
- ◆本補助金への応募に係る提出書類により本市が取得した個人情報については、以下の利用目的以外に利用することはありません。(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。)
 - ・本補助金における補助事業者の審査・選考・事業管理(愛知県警察本部への照会を含む。)のため
 - ・申請後の事務連絡、資料送付、効果分析等のため
 - ・応募情報を統計的に集計・分析し、応募者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため。
- ◆事業完了後は、新規雇用者数や売上高の推移など、市が行う事業状況の調査に対してご協力をお願いします。
- ◆その他「名古屋市イノベーション創出促進プログラム支援補助金交付要綱」の規定を順守してください。